

上申書の取り扱いについて各支部・各連合会に通知しましたが、上申書の上申内容も様々であり、支部・連合会での審議経過にも差異があるため、以下のようにすることで経緯や審議内容をより明確化することにしました。

上申書は以下のように二種類に分け、それぞれの提出方法によるものとします。

「組織に関わる上申書」⇒本部の運営面に関する提言等で、本会の発展に寄与できる内容並びに多くの方々に共有できる申立事上申書項であること。

「個人に関わる上申書」⇒上申内容が個人に関わる内容であること。また、個人を誹謗・中傷する内容でないこと。

「組織に関わる上申書」の提出の仕方並びに審議過程について

「組織に関わる上申書」審議過程一覧表

①会 員

↓

②支 部 審議→否決

↓ 可決

③連合会 審議→否決

↓ 可決

④本 部

↓

⑤常任理事会 審議

↓

⑥理 事 会 審議→否決

↓ 可決（理事会決議事項の場合）→成立

（総会決議事項の場合）

⑦総 会 審議→否決

↓ 可決

成立

【備考】表記の①～⑦は、「組織に関わる上申書」審議過程を解説するためのものです。

「組織に関わる上申書」の提出の仕方並びに審議過程についての留意事項
「組織に関わる上申書」については、「組織に関わる上申書」審議過程一覧表のようにします。

○「①会 員」について

- (1) 会員は、上申書を提出する場合、本会ホームページよりダウンロードした「組織上申用」用紙に上申内容を表記して、所属支部長宛に提出（郵送）する。

○「②支 部」について

- (1) 支部は、支部役員会において、可否を審議する。
その際、ホームページの「支部用」用紙に記載する。
- (2) 可決された場合は、「支部用」用紙を所属連合会長宛に提出（郵送）する。
否決された場合は、上申者に返却する。

○「③連合会」について

- (1) 連合会は、連合役員会において、可否を審議する。
その際、ホームページの「連合会用」用紙に記載する。
- (2) 可決された場合は、「連合会用」用紙を本部宛に提出する。
否決された場合は、支部を通し上申者に返却する。

○「④本 部」について

- (1) 本部は、連合会より提出された上申書を常任理事会に送る。

○「⑤常任理事会」について

- (1) 常任理事会は、可否を審議する。
- (2) 常任理事会は、理事会に送る。

○「⑥理事会」

- (1) 理事会は、可否を審議する。
- (2) 可決された場合は、審議内容が理事会決議事項の場合は成立する。総会決議事項の場合は、総会にて可否を審議する。
否決された場合は、否決理由を添えて連合会長に返却する。
連合会長は、支部を通し上申者に返却する。

○「⑦総 会」について

- (1) 総会は、可否を審議する。
- (2) 審議し、可決された場合は成立する。
否決された場合は、6「⑥理事会」(2)のとおりとする。

「個人に関わる上申書」の提出の仕方並びに審議過程について

「個人に関わる上申書」審議過程一覧表

①会 員

↓

②本 部

反社に関わる上申書 →

③専務理事

(顧問弁護士)

↓

↓ その他の上申書

④コンプライアンス委員会

(委員：役員・顧問弁護士・外部顧問等)

⑤会 長

↓

⑥懲戒委員会

調査・審議

(委員：役員・顧問弁護士等)

↓ 疑義あり → 提言

⑦会 長

↓

⑧常任理事会

審議

↓

⑨理 事 会

審議 → 否決

↓ 可決

懲戒処分

【備考】表記の①～⑨は、「個人に関わる上申書」審議過程を解説するためのものです。

【第2稿】

「個人に関わる上申書」の提出の仕方並びに審議過程についての留意事項
「個人に関わる上申書」については、「個人に関わる上申書」審議過程一覧表のようにします。

○「①会 員」について

(1) 会員は、上申書を提出する場合、本会ホームページよりダウンロードした「個人上申書」用紙に上申内容を具体的に表記（資料等ある場合は添付する）して、本部宛に提出（郵送）する。その際、封書表書きに「個人に関わる上申書在中」と赤字表示する。

○「②本 部」について

(1) 本部に提出された上申書については、顧問弁護士が開封する。その際、反社に関わる上申書とその他の上申書に区別（反社に関わる上申書は専務理事へ、その他の上申書は会長へ）する。
(2) 上申書の閲覧または審議状況についての問い合わせ等には応じない（以下の各段階においても同様）。

○「③専務理事」について

(1) 反社に関わる上申書については、専務理事はコンプライアンス委員会へ送る。

○「④コンプライアンス委員会」について

(1) コンプライアンス委員会は、反社に関わる上申事項を処理する。
(2) コンプライアンス委員会の委員は、役員・顧問弁護士・外部顧問等とし、委員の氏名等は公表しない。また、委員は審議事項について守秘義務を負う。

○「⑤会 長」について

(1) その他の上申書については、会長は懲戒委員会を設置して送る。

○「⑥懲戒委員会」について

(1) 懲戒委員会は、対象者に対して文書または口頭により事情を聴取するなどの調査を実施した上で審議する。ただし、除名の対象になる行為について、明白な証拠資料があり、且つ情状酌量の余地がない場合、この限りでない。
(2) 懲戒処分案を決議し、会長に提言する。

○「⑦会 長」について

(1) 会長は、常任理事会に送る。

○「⑧常任理事会」について

- (1) 常任理事会は、懲戒処分案を審議する。
- (2) 常任理事会は、理事会に送る。

○「⑨理事会」について

- (1) 理事会は、懲戒処分案を審議する。
- (2) 懲戒処分する場合は、対象者に通知すると共に会報誌に掲載する。
懲戒処分しない場合は、上申者に返却する。